

議第 1 号

令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 1 2 号）について

令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 1 2 号）について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 8 年 2 月 1 3 日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

議第2号

酒田市生涯学習推進計画（後期計画）の策定について

酒田市生涯学習推進計画（後期計画）について、別紙のとおり策定するものとする。

令和8年2月13日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

（提案理由）

酒田市の生涯学習を推進するため、酒田市生涯学習推進計画（後期計画）を策定しようとするものである。

議第3号

第4次酒田市子ども読書活動推進計画の策定について

第4次酒田市子ども読書活動推進計画について、別紙のとおり策定するものとする。

令和8年2月13日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

(提案理由)

令和2年度に策定した第3次酒田市子ども読書活動推進計画について、令和7年度をもって計画期間を満了することから、第4次計画を策定するものである。

議第4号

酒田市スポーツ推進計画の一部改訂について

酒田市スポーツ推進計画について、別紙のとおり一部改訂するものとする。

令和8年2月13日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

(提案理由)

本市のスポーツ振興施策を推進するにあたり、社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、酒田市スポーツ推進計画を一部改訂しようとするものである。

議第 5 号

酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について

酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 8 年 2 月 1 3 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市体育施設設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市体育施設設置管理条例（平成 1 7 年条例第 2 0 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 酒田市修道館の項を削る。

別表第 2 （1）体育施設使用期間及び使用時間の表酒田市修道館の項を削る。

別表第 3 1 体育施設使用料中(21) 酒田市修道館の表を削り、(22) 酒田市松山スキー場の表を(21) 酒田市松山スキー場の表とし、(23) 酒田市八森パークゴルフ場の表から(26) 酒田市外山キャンプ場の表までを 1 表ずつ繰り上げる。

別表第 3 2 公衆の便益を目的として売店等の営業行為を行うために体育施設を使用する場合の表酒田市修道館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

酒田市修道館の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

議第6号

令和8年度酒田市一般会計予算について

令和8年度酒田市一般会計予算について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和8年2月13日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀